

資料 2

目次

- P1～P4 (2)の1) 「秋田の元気な中山間21選（仮称）」
の選定について（案）

中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業を活用した中山間地域の活性化に係る取組について

- 中山間地域においては、各地域で農地の利用状況、今後の営農意向、保全活動等に違いがあることから、地域状況に応じた各種施策・取組を展開していく必要がある。
- 27年度は、中山間地域を、農地の利用状況や保全管理の状況等から、「適切に保全管理されている地域」と「耕作放棄の拡大が懸念される地域」に大別し、それぞれに次の取組を実施することとしている。

(1) 適切に保全管理されている地域

- ◆ 農業・農村の公益的機能に係る一般県民への普及・啓発フィールドとして活用
 - ・「秋田の元気な中山間21選（仮称）」の選定・PR等

(2) 耕作放棄の拡大が懸念される地域

- ◆ 調査・ワークショップによる新たな施策や取組の企画
 - ・中山間地域農地保全調査
(営農意向調査、ワークショップ など)

「秋田の元気な中山間21選（仮称）」の選定について（案）

1 趣旨

- 中山間地域に分布する農地は、これまで、地域の先人たちの絶え間ない努力によって保全されてきたが、急峻・狭小であるなど、地形上、厳しい生産条件にあるとともに、近年の過疎化、高齢化の進行により、維持管理が困難な状況に直面しており、その喪失が懸念されている。
- 一方、中山間地域の農地は、冷涼な気候などを活かした多彩な作物の農業生産地域であるとともに、急峻な地形を巧みに利用した営農の継続により、県土保全や地下水涵養などの様々な公益的機能を発揮するなど、単に生産基盤にとどまらない多様な役割を担っていることが再認識されており、県内においても大部分の地域で、地域住民が主体となった保全活動が続けられている。
- こうしたことから、中山間地域の農地の有する公益的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、優れた景観であり、地域住民によって維持管理に加えて、環境・交流活動にも取り組んでいる地域の農地を、「秋田の元気な中山間21選（仮称）」として推薦・とりまとめを行い、地域で取り組まれている活動を優良事例として普及啓発を行うとともに、外部からの協力・支援も視野に入れ、県のホームページなどで広く情報を発信する。

2 地区選定の考え方について

地区の選定については、原則として次の項目を満たす地域とする。

- (1) 地形勾配が概ね1/20以上の急傾斜の農地を含む、営農や保全活動が一体的な1ha以上の地域であること。
- (2) その地域において営農（維持管理）が行われ、今後もその取組が継続して行われる見込みであり、地域に耕作放棄地がないこと（「荒廃農地の発生・解消に関する調査」において荒廃農地とされた農地がないこと）。
- (3) 地域住民が参加する景観保全・環境保全活動や地域資源を活用した交流活動などに取り組んでいる地域または予定している地域であること。

3 実施方法

- (1) 推薦の方法は、自薦・他薦を問わず認めることとして、市町村を通じて推薦調書を提出してもらう。
- (2) 推薦調書に基づき、地域の状況や特色等について現地で県が確認する。事例集掲載（公表）について地元関係者から了解をもらう。
- (3) 秋田県農山村ふるさと保全検討委員会において事例集掲載地区を決定（評価項目については別紙参照）。
- (4) とりまとめた事例集を県等のHPに掲載するとともに、製本してNNフェア等で配布する。

4 事例集の活用について

中山間地域の農地の有する魅力や、多様な役割とその維持保全の必要性について、事例集をホームページ等で情報発信し、保全活動の普及啓発、県民理解の推進、外部からの協力・支援へつなげていくこととする。

5 掲載地域の魅力発信等について

(1) 県や関係市町村における情報発信の強化

掲載地域については、県や関係市町村において、より一層の地域の魅力発信に努めることとし、次のような効果をより促進することとする。

ア 地域外からの交流者の感動等から、地域内の魅力を地元の方が再発見する。

イ オーナー制等による交流体験から相互の絆を深め、生産物の販売促進につなげる。

ウ 地域外から保全活動に支援を受ける（大学や企業などとのマッチング）。

(2) 保全管理の継続

掲載地域においては、継続して保全活動が行われるよう県や関係市町村が地域をバックアップする。

(3) 他地域への波及効果

掲載地域の保全活動等を市町村を通じて資料配布し、他地域への普及啓発に努める。

(4) 優良事例地区の追加

今後も優良事例と確認された地域については、事例集に追加し、事例集の効果を高めていくものとする。

6 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------|
| ○ 市町村等への推薦依頼（公募） | 5月 |
| ○ 市町村等からの推薦集約 | ～6月下旬 |
| ○ 現地確認 | 7月上旬～下旬 |
| ○ 秋田県農山村ふるさと保全検討委員会 | 7月下旬 |
| ○ 掲載地区決定 | 7月下旬 |
| ○ 事例集製本・HP掲載 | 8月下旬 |

別 紙

| 評 価 項 目 | |
|---------------|---|
| 景 観 | <ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの農地の景観を保っているもの ・基盤整備されたが、整備後の直線的な美しさ等を有しているもの ・手入れが行き届き美しいもの ・周囲の山や家屋のたたずまいと調和し、いわゆる日本的な風景を感じるもの などを評価 |
| 規 模 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観を判断する際の参考とするため、現地の空間的広がりや規模を評価 |
| 地域の 営農状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に農業法人が設立されているもの ・地域の任意組織で取り組んでいるもの ・地域に組織はなく、各農家が個々に営農を行っているもの などを評価 |
| 地域住民の 活動状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々なアイデアを活かして地域ぐるみの活動を展開しているもの ・基礎的な活動を地域ぐるみで取り組んでいるもの ・組織化はされていないが、各農家が個々に保全活動に取り組んでいるもの などを評価 |
| P Rポイント | <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地を含む農地の景観に関するもの ・歴史を有するもの ・伝統文化の保存に関係しているもの ・特色ある地域資源を有するもの ・地域ぐるみの保全活動を展開しているもの ・地域の人々の暮らしの支えとなっているもの などを評価 |